

募集要項

大阪公立大学ソーシャル・イノベーション（SI）コース及び、その関連事業に係るロゴを含めたヴィジュアル・アイデンティティ（Visual Identity）企画制作業務及びWeb ページへの VI 反映業務委託の企画提案の募集について

2024 年 12 月 19 日

公立大学法人大阪理事長

次のとおり公募型プロポーザルを執行します。

1 募集の趣旨

大阪公立大学ソーシャル・イノベーション（SI）コース及び、その関連事業に係るロゴを含めたヴィジュアル・アイデンティティ（Visual Identity）制作業務事業の目的は、SI コース及び、その関連事業に係るロゴを含めたヴィジュアル・アイデンティティを明確化することである。

今般、その目的を達成するため、受注者の持つヴィジュアル・アイデンティティ（Visual Identity）制作に関する幅広い知識と経験、専門性を活用するため、広く企画提案を募集する。

2 内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名称 | 大阪公立大学ソーシャル・イノベーション（SI）コース及び、その関連事業に係るロゴを含めたヴィジュアル・アイデンティティ（Visual Identity）企画制作業務委託及び Web ページへの VI 反映業務委託 |
| (2) 業務内容 | 詳細は別紙「仕様書」のとおり。 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から 2025 年 3 月 31 日まで |

3 契約上限額（これを超える提案及び契約はできません。）

6,500 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本法人は契約金額以外の費用を負担しない。

4 参加資格要件

次に掲げる要件を、プロポーザル参加申請書を提出した日から受託候補者決定日までの間、次に掲げる要件全てを満たし、その資格を認められた者は、本プロポーザルに参加することができる。

(1) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産者で復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手

続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」という。)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」という。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。)をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、新法第41条第1項の更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けている者であること。

(6) 公立大学法人大阪入札参加停止要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

(7) 公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当しないこと。

(8) 2019年度以降に、大学・官公庁・企業等においてヴィジュアルアイデンティティ(ロゴ・シンボルマークを含む)作成に係る業務を元請として履行を完了した実績を有すること。

5 参加申込書の提出

本プロポーザルへ参加を希望する者は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

①公募型プロポーザル参加申込書(様式1)	2部
②契約実績調書(様式2)	2部
③契約実績調書(様式2)の内容を証明する契約書等の写し	2部
④契約実績調書(様式2)に記載した業務の成果物の企画書の写し 又は成果物が掲載されたウェブサイト等へのリンク(実施内容 が確認できるもの)	2部
⑤会社概要等(参考資料)	2部
⑥誓約書(様式3)	1部

(2) 受付期間 公告の日から2025年1月14日(火)までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで(午後0時10分から午後0時55分までを除く。)

提出書類は、参加申込提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。受付期限を過ぎた参加申込書は無効とする。

※参加申請書等の差し替えは認めない。(ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。)なお、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

※参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。いったん辞退した場合は、それを撤回し本募集に再度参加することはできない。

(3) 受付場所 17(1)に同じ

6 応募資格の審査及び通知

- (1) 応募書類により応募資格を審査し、その結果を 2025 年 1 月 20 日（月）付で参加申込書に記載の担当者宛に書面により通知する。
- (2) 応募資格を認めなかった申込者には、その理由を付して通知する。

7 応募資格を認められなかった応募者に対する理由の説明

- (1) 応募資格を認められなかった申込者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明を求める場合には、2025 年 1 月 22 日（水）午後 5 時までに書面を持参して提出しなければならない。
- (3) 提出先については、17（1）に同じ
- (4) 説明を求められたときは、2025 年 1 月 24 日（金）付で書面にて回答する。

8 募集要項についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から 2024 年 12 月 25 日（水）午後 5 時まで
- (2) 受付先 17（1）に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu. ac. jp 】
[at]を@に置き換えてください。
※メールタイトルには、「【SI コース VI】に関する質問」と明記すること。
※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。
(土・日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 10 分から午後 0 時 55 分までを除く。))
※データ形式は変更しないこと。
- (4) 回答日 2025 年 1 月 7 日（火）
- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

9 仕様書等その他資料についての質問

- (1) 受付期間 公告の日から 2025 年 1 月 14 日（火）午後 5 時まで
- (2) 受付先 17（1）に同じ
- (3) 質問方法 公告に添付掲載している「公告資料に対する質問書」に記入のうえ、必ず電子メールでファイル添付により提出すること。なお、いかなる理由においても期限を過ぎた質問については受け付けない。
※提出先メールアドレス【 gr-keya-anken[at]omu. ac. jp 】
[at]を@に置き換えてください。
※メールタイトルには、「【SI コース VI】に関する質問」と明記すること。
※電子メールの送信後、電話にて確認を行うこと。
(土・日・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで（午後 0 時 10 分から午後 0 時 55 分までを除く。))
※データ形式は変更しないこと。
- (4) 回答日 2025 年 1 月 20 日（月）

- (5) 回答方法 ホームページの本案件の記事に掲載する。ただし、質問がない場合は、掲載しない。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出資料 「企画提案依頼事項」のとおり

①紙媒体

正本、副本を提出すること。副本は正本をそのまま複写し、法人名など応募業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）すること。

②電子媒体

正本及び副本のデータ

※セキュリティに配慮した手段で提出すること。

- (2) 受付期間 参加資格審査の通知日から 2025年1月28日（火）までの土・日・祝日を除く毎日午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。）

- (3) 受付場所 17（1）に同じ

- (4) 提出方法 提出資料は、提出期限までに受付場所に持参又は郵送にて提出しなければならない。郵送する場合は、必ず書留などの受領印・署名を伴った、対面配達される方法で送付すること。 ※受付期限を過ぎた提出書類は無効とする。

なお、提出資料の電子媒体については、電子メールで連絡の上、クラウドストレージ等を介した提出も可とする。クラウドストレージ等を介して提出する場合も、紙媒体（正本1部、副本2部）は別途持参又は郵送にて提出すること。

※提出先メールアドレス【gr-keya-anken[at]omu.ac.jp】

[at]を@に置き換えてください。

※メールタイトルには、「【SI コース VI】の企画提案書の電子媒体」と明記すること。

※本文には、①提案者（企業名、住所、電話番号）②担当者（氏名、所属、電話番号、電子メールアドレス）を明記すること。

※電子メールの送信後、17（1）電話にて確認を行うこと。

（土・日・祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで（午後0時10分から午後0時55分までを除く。））

- (5) その他

①企画提案書の提出後、企画提案依頼内容等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない

②企画提案書及び価格提案書の提出期限後の差替は認めない。（ただし、本法人が補正等を求める場合を除く。）また、本法人が必要と認める場合は、説明・追加書類の提出を求めることがある。

11 受託候補者の選定について

- (1) 本企画提案の審査については、SI コース VI 業務委託受託者選定委員会（以下「委員会」という）にて行う。

- (2) 委員は、委員会で設定した審査基準に沿って企画提案書等の審査を行い、最も優れた提案者を受託候補者として委員会で決定する

- (3) ア 総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格が低いほうを採用する。

- (4) 審査は、総合的に公平かつ客観的に審査を行う。詳細については、別紙「SI コース VI 業務委託 公募型プロポーザル審査基準兼配点表」のとおり

12 受託候補者選定結果の通知

- (1) 通知日時 2025年 2月上旬 予定
- (2) 通知方法 選考結果は応募者全員に対して、参加申込書に記載の担当者宛書面により通知する。

(3) 結果の公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容をホームページ上で公表します。

1 受託候補者の商号又は氏名及び評価点・提案金額

2 全提案事業者の商号又は氏名

③ 全提案事業者の評価点

* 選定結果に関する情報はホームページによって広く公開することから、落選した事業者の競争上の地位に配慮し、また、より多くの提案を受け競争性を向上させる趣旨から、②と③との対応関係を明らかにしないこととし、②は申込順に、③は評価点の得点順にそれぞれ公表する。

* 応募が2者の場合は、同様の趣旨から評価点に関する情報については①、②を公表し、③は公表しないこととする。

13 契約条項を示す場所

ホームページに掲載

14 契約手続きについて

- (1) 受託候補者に決定された者と本法人との間で、契約上限額を上限額とし、再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。
- (2) 受託候補者から本見積書を徴取し、契約を締結する。なお、当該見積書の見積額は契約上限額を超えないものとする。
- (3) 契約交渉の相手方が、公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、契約を行わないものとする。
- (4) 契約締結後、受託者が当該契約の履行期間中に公立大学法人大阪暴力団排除措置及び不当介入対応要綱第3条の規定に該当したときは、この契約の解除を行う。
- (5) 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合に、受託者が、本法人が求める当該下請負人等との契約の解除を拒否した場合には、この契約を解除する。

15 契約保証金について

公立大学法人大阪契約事務取扱規程第24条第1項の規定に該当する場合は免除

16 その他

- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。一旦辞退した場合は、それを撤回し当該事業者募集に再度参加することができない。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書の作成及びその他手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とする
- (4) 本法人に提出された企画提案書は、返却しない
- (5) 提出された企画提案書等は、選定をおこなう作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (6) 提案者は、提案後、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

17 担当課

(1) 契約担当課

公立大学法人大阪 本部事務機構 総務部 契約課

〒599-8531 堺市中区学園町 1-1

TEL : 072-254-9136 FAX : 072-247-6951

(2) 主管課

公立大学法人大阪 本部事務機構 学務部 教育推進課 国際教育担当
(国際教育センター COIL 事業部門)

〒558-8585 大阪市住吉区杉本 3-3-138

TEL:06-6605-2249